

東北北海道整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成19年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道野付郡別海町	250	㊦	④	2.14	(飛雁川の水質保全)
2	北海道枝幸郡枝幸町	146	㊦	③	2.31	(枝幸上水道)
3	青森県上北郡東北町	52	㊦	①③	1.97	(①駒込川～奥入瀬川流域 ③野辺地町上水道)
4	青森県上北郡野辺地町	20	㊦	①	2.07	(駒込川～奥入瀬川流域)
5	青森県上北郡七戸町(上北郡七戸町)	5	㊦	①	2.31	(駒込川～奥入瀬川流域)
6	青森県平川市(南津軽郡碓ヶ関村)	6	㊦	①	2.11	(岩木川流域)
7	青森県十和田市(上北郡十和田湖町)	6	㊦	①	2.30	(奥入瀬川～五戸川流域)
8	岩手県花巻市(稗貫郡大迫町)	16	㊦	①	1.99	(北上川流域)
9	岩手県下閉伊郡川井村	12	㊦	③	1.78	(宮古市上水道)
10	岩手県久慈市(九戸郡山形村)	25	㊦	③	1.87	(山形村川井地区簡易水道)
11	岩手県久慈市(九戸郡山形村)	8	㊦	③	1.87	(山形村川井地区簡易水道)
12	岩手県岩手郡葛巻町	20	㊦	①	2.14	(馬淵川流域)
13	岩手県岩手郡岩手町	13	㊦	①③	2.39	(①北上川流域 ③岩手町小抱浄水場)
14	岩手県二戸郡一戸町	22	㊦	①③	2.16	(①馬淵川流域 ③二戸市上水道)
15	岩手県二戸市(二戸郡浄法寺町)	12	㊦	①③	1.71	(①馬淵川流域 ③二戸市上水道)
16	岩手県八幡平市(二戸郡安代町)	22	㊦	①③	1.92	(①馬淵川流域 ③浄法寺町上水道)
17	岩手県一関市(東磐井郡大東町)	44	㊦	①③	1.84	(①北上川流域 ③興田簡易水道)
18	岩手県釜石市	19	㊦	④	2.60	(甲子川、釜石湾の水質保全)
19	岩手県奥州市(江刺市)	15	㊦	①	2.09	(北上川流域)
20	岩手県大船渡市(大船渡市)	10	㊦	③	2.59	(大船渡市上水道)
21	岩手県気仙郡住田町	70	㊦	③	1.84	(世田米川向地区農業用水)
22	宮城県栗原市(栗原郡栗駒町)	19	㊦	①③	2.28	(①北上川流域 ③鶯沢簡易水道)
23	宮城県栗原市(栗原郡栗駒町)	4	㊦	①③	2.28	併括管理(①北上川流域 ③鶯沢簡易水道)
24	宮城県栗原市(栗原郡花山村)	9	㊦	①②	2.25	(①北上川流域 ②花山ダム)
25	宮城県栗原市(栗原郡花山村)	6	㊦	①	2.25	(北上川流域)
26	宮城県白石市	7	㊦	①③	2.15	(①阿武隈川流域 ③湯元簡易水道)
27	宮城県登米市(本吉郡津山町)	5	㊦	①	2.20	(北上川流域)
28	宮城県角田市	6	㊦	①③	1.48	(①阿武隈川流域 ③角田市水道)
29	宮城県大崎市(玉造郡岩出山町)	8	㊦	①③	2.22	(①北上川流域 ③岩出山水道)
30	宮城県気仙沼市	5	㊦	①③	2.29	(①岩手県境～北上川流域 ③気仙沼市館山水道)
31	秋田県横手市(横手市)	17	㊦	①②	2.48	(①雄物川流域 ②明永池(農業用ため池))
32	山形県尾花沢市	10	㊦	①	2.37	(最上川流域)
33	山形県尾花沢市	18	㊦	①	2.37	(最上川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ㊦：散生地 ㊦：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域 ②：ダム等の上流域

③：水道施設等(設置予定を含む)の上流域 ④：過去に濁水等が発生した市町村の上流域

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値であり、林野庁の事前評価時に算出したもの。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。